

条件付一般競争入札公告共通事項書（郵便入札用）

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札参加資格に関する延岡市物品等入札参加者審査委員会の審査の日までのいずれの日においても、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 18 年告示第 63 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又はなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者が、延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 56 年告示第 39 号）第 5 条第 1 項又は延岡市物品等入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 56 年告示第 11 号）第 4 条による指名競争入札参加資格の審査を受け、指名競争入札参加資格者として決定された者である場合は、この限りでない。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者又はなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 56 年告示第 39 号）第 5 条第 1 項又は延岡市物品等入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 56 年告示第 11 号）第 4 条による指名競争入札参加資格の審査を受け、指名競争入札参加資格者として決定された者である場合は、この限りでない。
- (6) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (7) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- (8) 延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 入札参加資格の取消

入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格があると認められた者が、延岡市物品等入札参加者審査委員会の審査の日から入札期日までの間に、指名停止を受けた場合その他入札参加資格の要件を満たさなくなったと認められる場合には、その者を入札に参加させないことがある。

3 入札書の記入方法

特記仕様書の内容を確認の上、別添の金抜設計書等を積算上の参考とし、入札書の入札金額に総価（消費税抜き）を記入すること。

4 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

5 契約金額

契約金額は、入札書に記載した入札金額に消費税相当額を加算した額とする。

6 入札の無効条件

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 延岡市契約規則第 12 条の規定に該当する入札
 - ① 入札参加資格のない者のした入札
 - ② 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - ③ 入札書の入札金額を訂正した入札
 - ④ 入札書の入札金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - ⑤ 連合その他不正の行為があった入札
- (2) 指定する提出期限を過ぎて延岡市役所に到達した入札
- (3) 延岡市役所に直接持参した場合のほか、指定された送付方法によらないで提出された入札
- (4) **入札書の日付誤り又は日付未記入の入札**
- (5) 入札公告に定める条件等に反する入札
- (6) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (7) 明らかに不備が認められる入札

7 入札の辞退

- (1) 本件入札に関し、入札参加資格確認結果通知書の交付を受けた者が、入札を辞退しようとするときは、入札書の提出期限日までに市長宛の入札辞退届を契約管理課へ郵送（普通郵便で可）又は持参しなければならない。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

8 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

9 入札の取り止め等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 契約条件

延岡市契約規則、契約書等によるものとする。

11 その他

- (1) 契約締結期限 落札決定の日から 7 日以内とする。
- ※ 議会の議決を要する契約については、延岡市議会の議決後に本契約とみなす仮契約を締結する。その場合、(1)「契約締結期限」を「仮契約締結期限」と読み替える。
また、市は、当該議案が延岡市議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

12 入札者心得

- (1) 入札参加者は、入札について連合その他不正な行為をしないこと。
- (2) 地方自治法、地方自治法施行令、延岡市契約規則等の関係規定に従うこと。